

企業の社会的責任

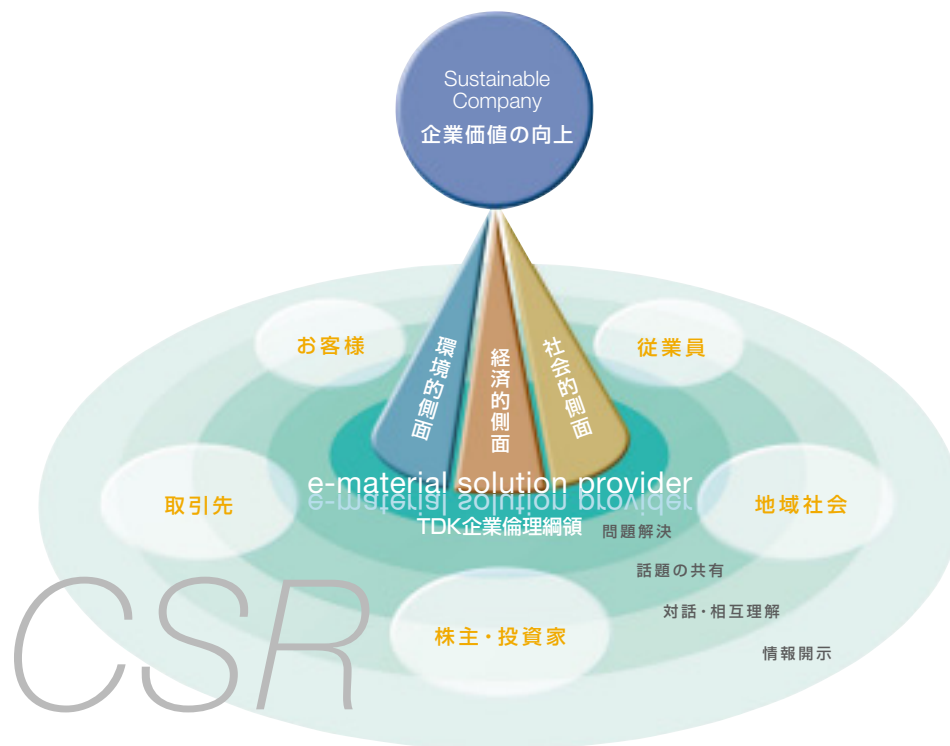
企業倫理の遵守・徹底とCSR経営の推進により、
企業の社会的責任を果たしていきます。

企業は社会を構成する一員であり、社会との密接な関係なくしてはその存在はありえません。

「創造によって文化、産業に貢献する」。

当社では、創業当初からこの社是のもとで社会との共生を大切にしてきました。企業市民の一員として、ビジネスパートナーであるお客様や株主・投資家はもとより、地域社会や従業員といったすべてのステークホルダーに向けて、

社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)を果たす取り組みを続けています。また、TDK企業倫理綱領を根幹におき「企業倫理・CSR委員会」を設置し、TDKグループ全体の企業倫理の遵守・徹底とCSR経営を推進しています。



リスクを評価分析し、対策を強化

TDKグループでは、リスク全般について管理部門を統括する執行役員を統括責任者とし、総務部内に設置した「企業リスク対策推進事務局」を中心に、また、個別のリスク(法務、財務、IT、環境等に関するリスク)に対しては全社諸規程・部門要領で、リスク低減のための運用ルールを定めるとともに、その領域ごとの業務執行責任者が日常のリスクに対応します。さらに、自然災害、疫病など危機につながるリスクについては、危機対策事務局が中心となり、グループ全体で対応しています。リスク対策の実施状況は、取締役については監査役が、通常業務においては内部監査組織である経営監査部がモニタリングし、リスク低減のための助言および支援を行います。さらに、顧問弁護士から、当社グループに起こり得るリスクについて助言を随時受ける仕組みを確立しています。

品質も環境も保証する

製品環境マネジメントシステム

当社では、2002年5月に製品環境委員会を設置し、汎用電子部品におけるRoHS指令^{(*)1}対応完了や製品環境マネジメントシステム^{(*)2}の構築などの成果をあげてきました。今後は、製品含有化学物質だけでなく、資源循環や省エネルギーの製品評価指標を確立し、欧州で制定が予定されているEuP指令^{(*)3}やREACH規制^{(*)4}への対応を進めます。また、製品環境情報即時開示による顧客満足度の向上も図っていきます。

^{(*)1}RoHS指令

Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipmentの略。2006年7月1日以降にEU域内に上市される電気・電子製品を対象に、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB(ポリ臭化ビフェニル)、PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル)の6物質群の使用を制限する欧州連合(EU)が実施する製品含有化学物質規制。

^{(*)2}製品環境マネジメントシステム

環境配慮型製品創出に関する維持管理システム。主に製品に含有する化学物質の管理と省エネルギー化製品・資源循環型製品の創出要件を包含した管理システム。

^{(*)3}EuP指令

Energy-using Productsの略。EU域内に上市されるエネルギー使用製品に対し、エコデザインを要求する枠組み指令。具体的には稼働時にエネルギーを消費する製品および関連製品について、ライフサイクルにわたる資源消費と環境排出、廃棄物、騒音、振動などの公害、リユース、リサイクルの情報などの提出を義務化する規制です。

^{(*)4}REACH規制

Registration, Evaluation & Authorization of Chemicalsの略。2009年1月1日以降にEU域内で生産・使用および輸入されるすべての化学物質に関し、登録、評価、許可、制限を段階的に施行予定し、リスク評価の実施義務を産業界に移行する化学物質規制案。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会に支えられた存在であるとの基本認識に立ち、当社は、経営の遵法性、透明性、健全性を確保し経営目標を達成するため、次の経営体制を確立しております。

- (1) 取締役会機能の強化および責務の厳格化のため、取締役会を少数構成(7名)とし、利害関係のない社外取締役(1名)を招聘するとともに、取締役任期を1年としております。
- (2) 執行役員制度の採用により、経営の意思決定および業務監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な業務執行を図っております。
- (3) 監査役制度を採用するとともに、経営の監視機能を強化するため、利害関係のない過半数の独立した社外監査役(5名中3名)を招聘しております。
- (4) 取締役会の諮問機関として、企業倫理・CSR委員会、情報開示委員会、報酬諮問委員会を設置しております。なお、企業倫理・CSR委員会は、2005年7月に従来の「企業倫理委員会」の中に、CSR活動を推進するための各機能メンバー参加による「CSR推進部会」を新設し、組織名称を変更したものです。

当社は「TDK企業倫理綱領」を定め、当社ホームページ(<http://www.tdk.co.jp/tjaa01/aaa07000.htm>)に公開しています。その内容は、TDK株式会社およびTDKの連結対象子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員が、法令はもとより社会的規範等を遵守するための具体的な行動指針を定めるものです。

ニューヨーク証券取引所のコーポレート・ガバナンスに関する規則によりますと、外国企業の上場会社は、それらが実践しているコーポレート・ガバナンスと、ニューヨーク証券取引所に上場する内国企業における基準との重大な差異を開示するよう求められています。(上場規則303A条第11項)

当社はその規則に対し、米国証券取引委員会(SEC)に電子登録した年次報告書“Form 20-F”において、“Significant differences in corporate governance practices between TDK and U.S. listed companies on the New York Stock Exchange”というタイトルのもとでその内容を説明しています。

なお、“Form 20-F”は次のURLで確認することができます。

<http://www.tdk.co.jp/ir/library/lib50000.htm>